

# 関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 平成27年5月7日(木)  
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |               |                       |   |                |
|---------------|-----------------------|---|----------------|
| (1) 4月 7日(火)  | 支部例会・署との協議会           | 於 | ホテルガーデンパレス     |
| (2) 4月 7日(火)  | 女性部会                  | 於 | ホテルガーデンパレス     |
| (3) 4月 9日(木)  | 県連理事会                 | 於 | パレスホテル大宮       |
| (4) 4月16日(木)  | 支部ゴルフ愛好会コンペ           | 於 | 熊谷ゴルフ          |
| (5) 4月17日(金)  | 会報部会                  | 於 | 支部事務局          |
| (6) 4月20日(月)  | 税務支援対策部会              | 於 | 支部事務局          |
| (7) 4月21日(火)  | 埼玉土地家屋調査士会熊谷支部定時総会懇親会 | 於 | マロウドイン熊谷       |
| (8) 4月21日(火)  | 研修部会                  | 於 | 支部事務局          |
| (9) 4月23日(木)  | 正副支部長・署との協議会          | 於 | 熊谷税務署          |
| (10) 4月23日(木) | 正副支部長・地域長会議           | 於 | 支部事務局          |
| (11) 4月23日(木) | 業務対策部会                | 於 | 支部事務局          |
| (12) 4月24日(金) | 埼玉県社会保険労務士会熊谷支部通常総会   | 於 | マロウドイン熊谷       |
| (13) 4月24日(金) | 埼玉司法書士会熊谷支部定時総会懇親会    | 於 | キングアンバサダーホテル熊谷 |
| (14) 4月24日(金) | 広報部会                  | 於 | 支部事務局          |
| (15) 4月27日(月) | 青年部会                  | 於 | 支部事務局          |

## 2. 会務予定及び連絡事項

### (1) 支部例会・署との協議会

日時 5月7日(木)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

### (2) 支部研修会

日時 5月7日(木)午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 平成27年度税制改正について

講師 望月 茂氏 (浦和支部)

### (3) 福祉共済部会

日時 5月7日(木)研修終了後

場所 ホテルガーデンパレス山水

### (4) 支部監査会

日時 5月7日(木)午後3時00分～

場所 支部事務局

### (5) 支部予算編成会議

日時 5月7日(木)午後4時00分～

場所 支部事務局

### (6) 顧問相談役会議

日時 5月7日(木)午後5時30分～

場所 いづみ寿司

### (7) 熊谷法人会深谷支部報告会

日時 5月11日(月)午後6時00分～

場所 新楽

### (8) 大里地区租税教育推進協議会定期総会

日時 5月13日(水)午後2時00分～

場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所

### (9) 支部理事会

日時 5月14日(木)午後3時00分～

場所 日本政策金融公庫3F

- (10)熊谷法人会定時総会  
日時 5月19日(火)午後3時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (11)熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会  
日時 5月21日(木)午前11時00分～  
場所 熊谷市立商工会館 2階
- (12)熊谷商工会議所表彰式  
日時 5月28日(木)午後3時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (13)正副支部長会・署との協議会  
日時 6月1日(月)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (14)正副支部長会・地域長会  
日時 6月1日(月)午後4時45分～  
場所 支部事務局
- (15)熊谷税務署管内青色申告会連合会第60回通常総会  
日時 6月2日(火)午後4時00分～  
場所 埼玉グランドホテル深谷

### 3. その他の協議報告事項

〈派遣関係〉支部推薦

公益財団法人熊谷市文化振興財団監事 石澤利一会員  
熊谷商工会議所日商簿記講習会講師 村田克也会員

### 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

### 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

### 6. 次回例会予定

日時	6月16日(火)	午後1時20分～	支部例会・署との協議会
		午後3時30分～	支部総会
	バス	午後1時00分	熊谷駅南口・市役所発

### 7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\*今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年5月7日現在)

6月例会	6月16日(火)	午後1時20分～
定期総会	6月16日(火)	午後3時30分～
8月例会	8月6日(木)	午後4時00分～
9月例会	9月8日(火)	午前9時30分～

\*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

# 埼税協熊谷地域5月例会

平成27年5月7日(木)

## 会務報告

### 27. 4. 3(金) あんしん財団 推進協議会

(時間・場所) 15:30~17:00 清水園

(協議事項) 議題

- 1 平成26年度推進実績について
- 2 平成27年度推進目標及び推進施策について
- 3 一般財団法人移行に伴う変更ポイント
- 4 ブロック別分科会

### 27. 4. 8(水) 第1回 常務理事会 第1回 地域長会

(時間・場所) 11:00~ 浦和ロイヤルパインズ

#### 1. 審議事項

- (1) 地域活動費配賦(暫定払)について
- (2) 地域助成金について
- (3) 平成26年度事業報告(案)平成27年度事業計画(案)について
- (4) 提携希望企業について
  - ・ 損保ジャパン(既提携)
  - ・ (株)松堀不動産
  - ・ フェージョン資産マネジメント(株)
  - ・ (株)ハウスメイトパートナーズ
- (5) その他

#### 2. 確認事項

- (1) 大同生命福祉共済事業推進会議運営について
- (2) 全税共事業について
  - ① ブロック別業推
  - ② プレキャンペーン
  - ③ 紹介カード
  - ④ 表彰式 平成28年2月4日(木)
- (3) スケジュールについて

#### 3. 報告事項

- (1) 海外研修旅行中止について

27. 4. 8(水) 福祉共済事業推進会議(大同生命)

(時間・場所) 14:00~16:15 浦和ロイヤルパインズ

(協議事項) 1 推進会議

(1)平成26年度推進報告と平成27年度推進計画

(2)大同生命報告とDVD視聴

(3)地域計画協議と発表

2 表彰式(税理士表彰)

27. 4. 22(水) 日本生命税理士VIP代理店推進協議会

(時間・場所) 15:30~19:00 清水園

(協議事項) 1 議題

(1)平成26年度状況確認

(2)平成27年度事業計画(案)検討

(3)平成27年度施策(案)検討

(4)ご要望等意見交換

2 日本生命からの情報連携

(表彰式) 1 表彰式(税理士表彰)

27. 4. 27(月) 福祉共済事業推進協議会(紹介代理店拡大に向けた協議会)

(時間・場所) 14:00~ 浦和ロイヤルパインズ

(協議事項) 1 事業使用者の推進状況と施策

2 地域別協議

(1)紹介税理士推進の現状確認

(2)今後の対応協議

(表彰式) 平成26年度 営業職員表彰式

平成27年5月吉日

熊谷地域組合員 各位

埼玉県税理士協同組合  
熊谷地域長 天笠 裕司

埼玉県税理士協同組合 県北4地域合同  
大同生命「地域業務推進会議」の開催について（案内）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび県北4地域合同で埼玉協福祉共済事業（大同生命『総合事業保障プラン』）の地域業務推進会議を下記のとおり開催することとなりました。

大同生命『総合事業保障プラン』は、税理士事務所が代理店（登録・紹介）となり推進するもので、事務所にも関与先にもメリットのある制度です。

なおこの地域業務推進会議は組合員の皆様に埼玉協福祉共済事業について広く知っていただくために開催しております。大同生命の代理店以外の組合員の先生方にも多数ご出席賜りたいと考えております。

ご多用中とは存じますが、ぜひ皆様ご参加くださいますようお願い致します。

敬具

記

日時： 平成27年6月12日（金） 午後4時30分より

場所： キング・アンバサダー・ホテル熊谷（JR熊谷駅 徒歩10分）

埼玉県熊谷市筑波1-99-1

Tel. 048-501-0077

- 内容：（1）埼玉県税理士協同組合の推進施策と推進状況  
（2）税理士事務所の保険推進事例紹介（ビデオ研修等）  
（3）『総合事業保障プラン』の商品内容 他

\* 会議終了後に懇親会（無料）を開催致します。

\* その他ご不明な点は、地域長または事務局あてご照会ください。

以上

お手数ながら、6月2日（火曜日）までに出席のご回答をFAXにて連絡ください。

事務局 行（FAX 048-521-9612）

地域推進会議 出 席 欠 席

懇 親 会 出 席 欠 席

氏 名

平成 27 年 5 月 7 日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会 熊谷支部  
支 部 長 中 村 敏 行  
税 務 支 援 対 策 部

### 確定申告期税務支援アンケート結果報告

関東信越税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成 27 年 3 月 24 日～3 月 30 日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 23/166 (回収率 13.8%)

#### 1. 深谷コミュニティセンター会場での申告指導について

##### [主な意見]

- ・ 3 月 2 日以降パソコン 1 台が使用不能になり紙で提出することになってしまった。パソコンの予備を用意してほしい。
- ・ 現在 6～7 名の税理士応援体制になっているので少なくとも 1
- ・ 000 人 1 台の配置で 7 台用意して欲しい。
- ・ パソコンの台数と税理士の人数を合わせて欲しい。
- ・ 受付担当用の税理士は不要で税務署職員にまかせるべき。
- ・ 来所者が自ら使えるパソコンを 1～2 台置いたらどうか。パソコンに慣れた人なら少し指導すれば次年度以降は自分で申告書を作成できるはず。
- ・ 日程を 1 週間程度前倒して実施してはどうか。
- ・ 午前中、特に朝一番は納税者が集中してしまうので「午後は比較的空いています」というアナウンスをしたらいいのでは。
- ・ 集合時間の 9 時を 9 時 30 分に繰り下げて欲しい。相談開始まで 30 分待つのは無駄。

#### 2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

##### [主な意見]

- ・ パソコンとプリンターを設置して欲しい。
- ・ ネット接続できるパソコンを支援税理士の人数分は準備して欲しい (熊谷商工会議所)。
- ・ パソコンがあると e-tax 送信、消費税計算 (5%と 8%の区分け)、所得税の各種控除の計算をスムーズに行える。
- ・ 来訪者の中で記帳レベルの低い者については指導を充実するべき。
- ・ 電子申告での対応が進んでいないように思われる。

- ・少なくとも国税庁のHPの利用ができると便利（深谷商工会議所）。
- ・税理士の協で事務局職員が税理士同様に相談を受けていることに違和感がある（深谷商工会議所）。

### 3. 農業青色申告指導について

#### [主な意見]

- ・作成済の申告書のチェック計算が主でありチェックには申告書作成用ソフトが入ったパソコンがあると便利。
- ・複数税率が混在する消費税申告書を手計算で確認するのは大変。
- ・農協から納税者に消費税率の区分の指導がちゃんと行われてるのかを確認して欲しい。
- ・農協の事務方がパソコンで申告書を作成しており税理士は検算をするのみになっているが、これがこのままでいいのか疑問。

### 4. コールセンターの税務相談について

#### [主な意見]

- ・納税者が各税務署に電話をしたところ国税局のコールセンターにつながり困惑したというケースが多い。
- 0番を各税務署につながるようにしてほしい。
- ・熊谷支部は他支部と異なり電話相談のベテランが多く従事しておりコールセンターの貢献度が高い。

### 5. 金融機関での申告指導について

#### [主な意見]

- ・来所者のほとんどが住宅取得控除関係であり申告書を手書きするよりパソコンの方が正確で早い。
- 従事者用のパソコンを準備してくれるように金融機関に依頼して欲しい。

### 6. 雪害被災者に対する税務支援について

#### [主な意見]

- ・雑損控除の計算書を税務署職員が担当したが、税務署職員の数が全然足りなくて納税者を相当の時間待たせてしまった。
- ・これからも継続していくべきである。

### 7. 会員事務所での申告相談について

#### [主な意見]

- ・一般の人は会員事務所へ気軽に訪問することに躊躇するのが普通である。会員事務所とは別のところに相談会場を設けて申告相談に応じる方がよい。
- ・PR不足。1日待機は苦痛。支部事務局に交替で従事する等の改善が欲しい。
- ・今回初めて相談者あり。事務所の近くに住んでいる人だった。
- ・年金所得者の申告不要制度により相談案件が減った。

### 8. その他、税務支援全般に関してのご意見

#### [主な意見]

- ・マイナンバー関連の税務支援対策を早い段階で講じるべき。

関信越税業発 26 第 208 号

平成 27 年 1 月 22 日

県連会長  
支 部 長 各位

関東信越税理士会

会 長 小林 健彦

研修部長 笹川 賢治



## 租税教室講師の研修時間の取扱いについて

日頃から研修部の会務運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
います。

さて、本会では租税教育に積極的に取り組んでいる次第でございますが、租税教育の更なる充実を図るため、租税教室の講師を務めた場合は研修時間に算定する事を決定いたしました。租税教育の講師活動のインセンティブを高めることにより、租税教育活動の一層の充実に資するものと考え所存でございます。

つきましては、支部例会などを通じて会員への周知活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 〔研修時間の算定について〕

本会会員が租税教育に係る租税教室の講師を務めた場合にはその授業時間をもって研修時間とし、かつ、研修細則第 9 条第 1 号の規定により 3 倍の時間で受講時間と算定する。(一事業年度 18 時間を限度とする)

なお、この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日に遡って適用する。

### 〔研修時間への算定方法〕

租税教室の講師を務めた場合は、ご自身により本会ホームページから研修時間をご入力いただく事で研修時間に算定されます。

別紙 e ラーニングログイン・受講方法をご参照の上、ご入力くださいますようお願いいたします。

〔写送付先〕 本会研修部委員、本会租税教育推進部委員、県連事務局、支部事務局



## アンケート

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 業務対策部

書面添付についてお伺いいたします。

以下の質問に対し、該当する(またはそれに近い)回答の数字に○印を付けてご回答ください。

Q1 現在、書面添付を利用していますか？

- 1 利用している
- 2 利用していない
- 3 以前は利用していたが、今は利用しなくなった

→1または3と回答された方は「Q2」へ、2と回答された方は「Q5」へ進んでください。

Q2 書面添付を利用する際の税目について教えてください。(複数回答可)

- |       |          |
|-------|----------|
| 1 法人税 | 4 消費税    |
| 2 所得税 | 5 資産税    |
| 3 相続税 | 6 その他( ) |

Q3 書面添付制度を利用して変わったことはありますか？

- 1 事務所全体の管理、業務内容やスキルが向上した(職員を含む)
- 2 調査省略になるケースが多くなった
- 3 顧問先や金融機関などの信頼が向上した
- 4 特に変わらなかった
- 5 業務への負担が大きくなってしまった
- 6 その他( )

Q4 書面添付をして申告後、税務署から意見聴取される頻度はどのくらいですか？また、意見聴取後に調査は省略されますか？

◆意見聴取

- 1 全て意見聴取された
- 2 半分以上意見聴取された
- 3 ほとんど意見聴取はない
- 4 1回も意見聴取はない

◆調査省略

- 1 全て調査省略になった
- 2 調査省略になる方が多い
- 3 実地調査する方が多い
- 4 全て実地調査になった

Q5 以下を見て、考えに近いものを1つ選んでください。また、その理由を教えてください。

税理士が関与した法人税申告に対する書面添付割合は10.2%(+0.3%)です。  
<平成25年度調査。カッコ内は前年度比>

- 1 書面添付制度は税理士の権利なので、もっと積極的に利用すべき
- 2 現在書面添付を利用しているので、これからも引き続き利用していく
- 3 書面添付の現状を考えると、結果は妥当である
- 4 書面添付割合が低いので、書面添付をしなくても良いかもしれない
- 5 書面添付制度のあり方について、再度検討すべき

(回答を選んだ理由)

Q6 書面添付制度に関してご意見がございましたら、自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。いただいた結果は今後の活動の参考にさせていただきます。

※本日例会終了までにご提出ください。

本日提出なされない場合には熊谷支部事務局までFAX(521-9612)送信をお願いいたします(締切5月18日)。

熊谷支部ゴルフ会

会 長 竹 村 宗 一  
幹 事 大 谷 宏 一

## 熊谷支部ゴルフ会 コンペのご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また4月の桜吹雪コンペご参加ありがとうございました。熊谷ゴルフの高麗グリーンはいかがでしたか。高麗グリーンは先月までで、8月からは新しいグリーンになるそうです。さて6月のコンペの日程が下記の通り決まりましたのでご案内いたします。奮ってご参加くださいますようお願いいたします。(会員は随時募集中です)

### 記

- 日 時 平成27年6月11日 (木)
- 場 所 熊谷ゴルフクラブ  
〒360-0816 熊谷市石原1431番地  
☎ 048-521-5411
- 集合時間 AM 8:30
- スタート AM 9:10 (アウトスタート)
- 会 費 5,000 円 (賞品及びパーティ費として)
- プレー代 各自精算お願いします。
- 競技方法 新ペリア方式 (ハンデ 上限ありません)

※ 参加のご回答は 準備の都合もありますので  
5月21日(木) までに支部事務局までお願いいたします。

..... ( そのまま FAX して下さい ) .....

熊谷支部ゴルフ会 行 FAX 048-521-9612

6月11日(木)の ゴルフコンペに 参加します

御芳名

日時 平成 27 年 5 月 7 日 (木)  
9 時 30 分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ

#### 4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の普及及び定着について (総務課)

前回に引続きのお願いになりますが、5月末は3月決算法人の申告期限となりますので、是非、e-Taxでの申告をお願いいたします。

なお、法人会会員企業の3月決算法人でe-Tax未利用者へ、利用勧奨文を発送しました。

関与先から問合せ等ありましたら、対応をお願いいたします。

(2) e-Tax ホームページのリニューアルについて (総務課)

e-Tax ホームページでも周知されていますが、4月27日(月)にリニューアル予定となっております。(別添1参照)

(3) e-Taxにおける今後の利便性向上施策について (総務課)

今後の利便性向上施策として、e-Tax ホームページで周知されておりますので、別添2を参照してください。

(4) 平成26年分所得税確定申告に係る延納分の納付について (管理運営部門)

納期限(振替日) 平成27年6月1日(月)

※ 延納期間中は年利1.8%の割合の利子税がかかります。

計算した利子税の額が1,000円未満の場合は不徴収となりますので、延納税額が27万円未満のときは利子税を納付する必要はありません。

※ 口座振替未利用者の方に対しては、平成27年5月中旬に納付書を送付する予定です。

(5) 「消費税納付チェック表」の様式改訂について (管理運営部門)

消費税については、期限内納付指導の一環として、「消費税納付チェック表」を提出していただいているところですが、4月1日施行の猶予制度の改正に伴い、様式の改訂がありましたので、今後は、「新様式」(別途配付)での提出をお願いします。

※ 改訂箇所(別添3参照)

① 納付予定の記載

- ・ 新様式においては、納期限内の完納が困難な場合、「納期限内に納付可能な金額」と「残額についての納付予定」を記載願います。
- ・ 旧様式においては、3か月以内の分割納付が可能な方の納付計画や3か月以内の納付が困難な場合の記載をお願いしていましたが、納税者の方が出署された際に担当職員が聴き取りしますので、当該記載は不要です。

② 「納税者の方に対する説明事項」欄

新様式においては、関与先に納付指導を行っていただく際に説明していただきたい事項として、旧様式の注書3及び4並びに「任意の中間申告・納付制度」の利用勧奨等を「納税者の方に対する説明事項」欄に記載しています。

是非3点について説明していただき、説明した場合には、チェック表にチェックをお願いします。

特に「任意の中間申告・納付制度」と納期限内完納に向けた納税資金の積立ての利用勧奨については、確実に説明願います。

③ 「(注)」欄

新様式においては、「(注)2」が追加されています。

申告書の提出と同時に納税の猶予又は換価の猶予の申請書を提出される場合には、「消費税納付チェック表」の提出は不要となりますのでご注意ください。

(6) 納税コールセンターによる期限前納付指導について (管理運営部門)

消費税の滞納未然防止に関する取組として、今後、国税局集中電話催告センター室(納税コールセンター)において、電話による期限内納付指導を実施することとしています。

具体的には、月末に納期限を迎える消費税の課税事業者のうち、国税局において抽出した方を対象として、納期限までの間に期限内納付に関する周知を行います。

関与先から問合せを受けた場合には、取組に関する説明をお願いします。

【参考】納税コールセンターからの着信電話番号 048-740-3000

- (7) 納税コールセンターにおける開庁日の電話催告の実施について (徴収部門)
- ・実施日：平成 27 年 5 月 24 日 (日)
  - ・対象者：主に消費税及地方消費税が期限までに納付されていない納税者で平日に不在の者
  - ・問合せ先：納税コールセンター納税者専用ダイヤル  
048-740-1500

- (8) 猶予制度の見直しについて (徴収部門)
- 平成 26 年度税制改正によって、猶予制度の見直しに係る国税通則法及び国税徴収法の改正が行われ、平成 27 年 4 月から施行されることとなりました。別添 4 をご覧になり、内容の確認をお願いいたします。
- 税理士の皆様には、猶予制度の見直しに関する法改正の内容についてご理解いただき、適切な猶予の申請書及び添付書類を作成いただくよう、ご協力をお願いいたします。
- また、関与先の皆様に改正内容を周知していただくようお願いいたします。

- (9) 地方税当局からの申告書等データの国税当局への引継ぎについて (個人課税部門)
- 平成 27 年度税制改正大綱に基づく関連法令等の改正により、平成 29 年 1 月から地方税当局の申告書作成システムにより作成した申告等データを地方税当局から国税当局にデータのまま引き継ぐことが可能となりました。
- これにより、国税当局及び地方税当局双方に、事務処理の効率化が図られることから、全庁的に地方税当局に対する参加への働き掛けを行っていくこととしております。
- 当署においても、今後、各市町へ改正内容の周知と参加への働きかけを行うこととしております。
- なお、地方税当局からの申告書等データの流れの変更点は別添 5 のとおりです。

**【参考：改正内容】**

地方税職員による本人確認を行うことを前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とする国税庁告示の一部改正が行われました (平成 27 年 3 月 31 日国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件 (国税庁告示第 7 号))。

- (10) e-Tax を利用された方への保管されている書類の確認について（個人課税部門）  
e-Tax により申告し、源泉徴収票、医療費の領収書などの添付を省略された一定の方へ、保管されている書類の提出をお願いする文書を5月中旬から下旬に発送予定です。

昨年までは、税務署から同様の文書を発送していましたが、今年は、国税局が発送いたします。

関与先にお願いの文書が届きましたら、同封されている返信用封筒を使用し、関東信越国税局課税第一部個人課税課（e-Tax 確認担当）宛、ご提出いただきますようご指導をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、  
0570-048-163（ナビダイヤル）までお問い合わせください。

- (11) 平成 27 年分路線価図等の公開について（資産課税部門）

平成 27 年分路線価図等の公開につきましては、7月1日（水）に予定しております。

つきましては、別添6「平成 27 年分の路線価図等の閲覧について」をご参考にさせていただきますようお願いいたします。

- (12) 結婚・子育て資金の非課税制度のあらまし（パンフレット）等の国税庁ホームページへの掲載について（資産課税部門）

先月の税理士会例会でご紹介いたしました3種類のパンフレットについては、国税庁ホームページに掲載されております。掲載場所につきましては、次のとおりでございます（別添7・8・9参照）。

#### 結婚・子育て資金及び教育資金の非課税制度

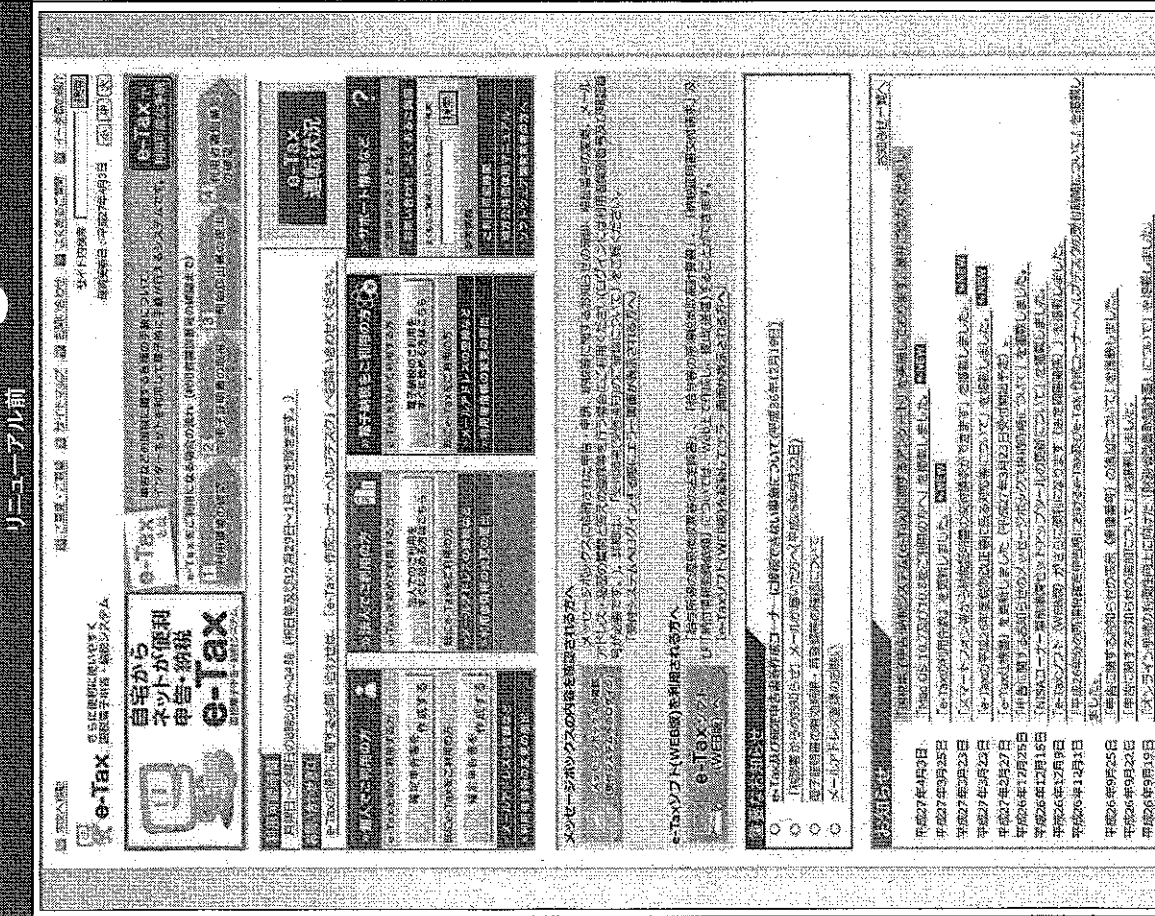
- ・ホーム→税について調べる→パンフレット・手引き→相続税・贈与税関係

#### 国外転出時課税制度

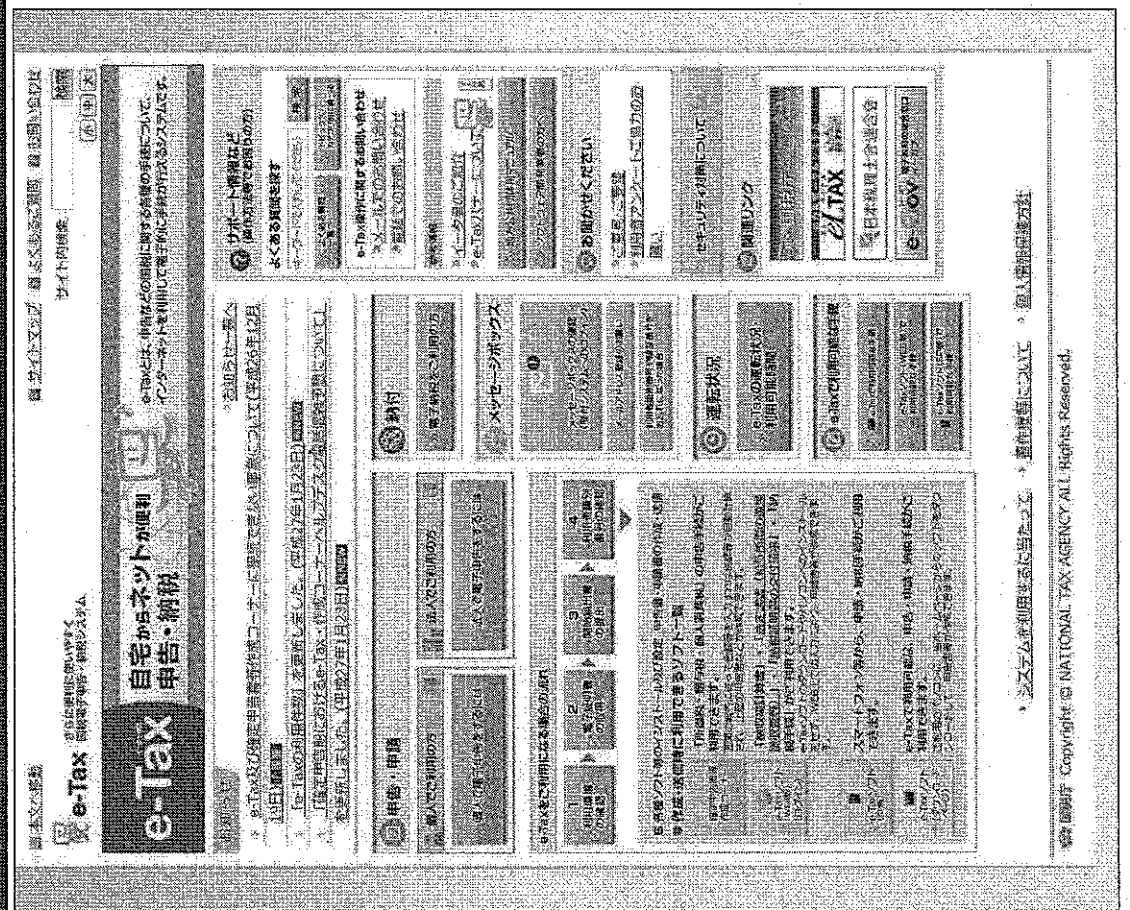
- ・ホーム→申告・納税手続→（電子手続・その他の手続）国外転出時課税制度について



トップ画面イメージ



リニューアル後



<改善点>

- ・ お知らせ及び重要なお知らせの掲載箇所を統合し、ページ上部に表示することにより、新着情報を見つけやすいように改善します。
- ・ 「申告・申請」「納付」等の単位で区分することにより、必要な情報を見つけやすいように改善します。
- ・ 「作成・送信時に利用できるソフトウェア」部分にe-Taxでご利用可能な各種ソフトウェアのボタンを新たに配置することにより、申告・申請等の態様に応じたソフトウェアが利用しやすいように改善します。

## e-Taxにおける今後の利便性向上施策について

e-Taxについては、昨年9月に決定したオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、新たな認証方式の導入や添付書類のイメージデータによる提出などの利便性向上施策の導入に向けて準備を進めているところです。

これらの利便性向上施策のうち、主な施策について、その概要等をお知らせします。

なお、具体的な手続の流れなどについては、今後、順次お知らせすることとしています。

### 1 e-Taxにおける新たな認証方式の導入について

#### <概要>

個人の利用者について、現行の公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する認証方式（注）に加えて、公的個人認証サービスに基づく電子証明書やICカードリーダーライターを利用しない新たな認証方式を導入します。

（注）e-Taxで申告等を行う場合について、利用者の方の選択により、引き続き、現行の認証方式を利用することが可能です。

#### <運用開始予定日>

平成29年1月4日（水）

#### <具体的な手続の流れ>

新たな認証方式では、e-Taxの開始届出書の提出時に本人確認を行い、その確認に基づき通知された利用者識別番号（ID）及び暗証番号（PW）を使用してe-Taxで申告等を行う場合は、公的個人認証サービスに基づく電子証明書の添付を要しないこととなります。

なお、開始届出書の提出時の本人確認は、次のいずれかの方法で行います。

- ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認（注）
- ② 公的個人認証サービスに基づく電子証明書の添付による本人確認
- ③ 税務署への来署時における職員による本人確認

（注）利用者の方の携帯電話等とe-Taxとの間で音声通信を介して、システム的に認証コードをやりとりすることにより本人確認を行います。

### 2 添付書類のイメージデータによる提出

#### <概要>

e-Taxで申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面による提出等を行っている添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）による提出を可能とします。

#### <運用開始予定日>

運用開始予定日	対象手続
平成28年4月1日（金）	① 法人税、消費税（法人）、酒税の申告 ② ④以外の申請等
平成29年1月4日（水）	③ 所得税、贈与税の申告 ④ 所得税、消費税（個人）、贈与税、相続税関係の申請等

#### <対象となる添付書類>

イメージデータによる提出の対象となる添付書類は、次に掲げるもの以外の添付書類となります。

- ① 所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類（例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など）
- ② 電子データ（XML形式又はXBRL形式）により提出が可能な添付書類（例：所得税青色申告決算書、法人税申告の別表など）
- ③ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類（例：印紙税過誤納確認申請など）

したがって、イメージデータによる提出の対象となる添付書類は、例えば、登記事項証明書や売買契約書の写しなどになりますが、具体的な手続名等については、今後、e-Taxホームページに掲載してお知らせすることとしています。

（注）イメージデータで提出された添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：取用証明書、登記事項証明書など）については、税務署から、その内容の確認のため、原則5年間、これらの書類の提出又は提示を求められることがあります。

### 3 e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供

#### <概要>

市販の会計ソフトによりCSV形式で作成された法人税申告の財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式（財務諸表はXBRL形式、勘定科目内訳明細書はXML形式）に変換する機能を提供して、変換後の電子データでの提出を可能とします。

なお、提供する変換機能の詳細や手続の流れについては、今後、e-Taxホームページに掲載してお知らせすることとしています。

#### <運用開始予定日>

平成28年4月1日（金）

旧様式

消費税納付チェック表

法人名 (氏名)	整理 番号								
住所	〒 ( )		《申告書提出日》		年	月	日	納付金額	円
課税期間	申告区分	納期限	納付金額	円					
年 月 日	<input type="checkbox"/> 中間申告	年 月 日							
年 月 日	<input type="checkbox"/> 確定申告	年 月 日							

- 上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。
- 納期限内に完納
  - 1 か月以内に完納
  - 1 か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

出番希望日： 年 月 日

〔1か月以内の完納が困難な場合の納付予定〕

3か月以内の分割納付

月 日 円

月 日 円

月 日 円+延滞税

3か月以内の完納が困難

**不要**

納付困難  
事由

(注) 1 e-Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者について提出してください。  
 2 申告区分及び納付予定は、該当する□にレ印を付してください。  
 3 納期限内に納付できない場合は、法律の規定により本税を完納されるまで延滞税が課されるほか、督促状が送付されますので、ご承知ください。  
 4 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。

関東信越税理士会 支部所属 税理士： 〇

新様式

消費税納付チェック表

法人名 (氏名)	整理 番号								
所在地 (住所)	〒 ( )		《申告書提出日》		年	月	日	納付金額	円
課税期間	申告区分	納期限	納付金額	円					
年 月 日	<input type="checkbox"/> 中間申告	年 月 日							
年 月 日	<input type="checkbox"/> 確定申告	年 月 日							

- 上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。
- 納期限内に完納
  - 納期限内の完納が困難
    - 納期限内に納付可能な金額 納付金額 円
    - 残額についての納付予定 納付日 月 日 円
    - 納付金額 円+延滞税
  - 1か月以内に納付可能
  - 1か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

出番希望日： 年 月 日

【納税者の方に対する説明事項】(説明した事項にレ印を付してください。)

- 納期限内に納付できない場合には、法律の規定により本税を完納されるまで、延滞税が課されるほか、督促状が送付されること
- 納税に関して、税務署又は納税コールセンターから連絡する場合があります
- 「任意の中間申告・納付制度」及び次の納期限内の完納に向けた納税資金の積立て等の利用の勧奨

関東信越税理士会 支部所属 税理士： 〇

- (注) 1 e-Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者のみ「消費税納付チェック表」を提出してください。  
 2 申告書の提出と同時に納税の猶予又は換価の猶予の申請書を提出する場合は、「消費税納付チェック表」の提出は、不要です。  
 3 □の箇所については、該当する項目にレ印を付してください。

(管理運営部宛)

(管理運営部宛)

# 国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

## 換価の猶予

国税を一時に納付することにより、  
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に  
該当するときは…

その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、  
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。  
※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。  
※上記の1申請による換価の猶予のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

## 納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額  
が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…

所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が  
認められる場合があります。

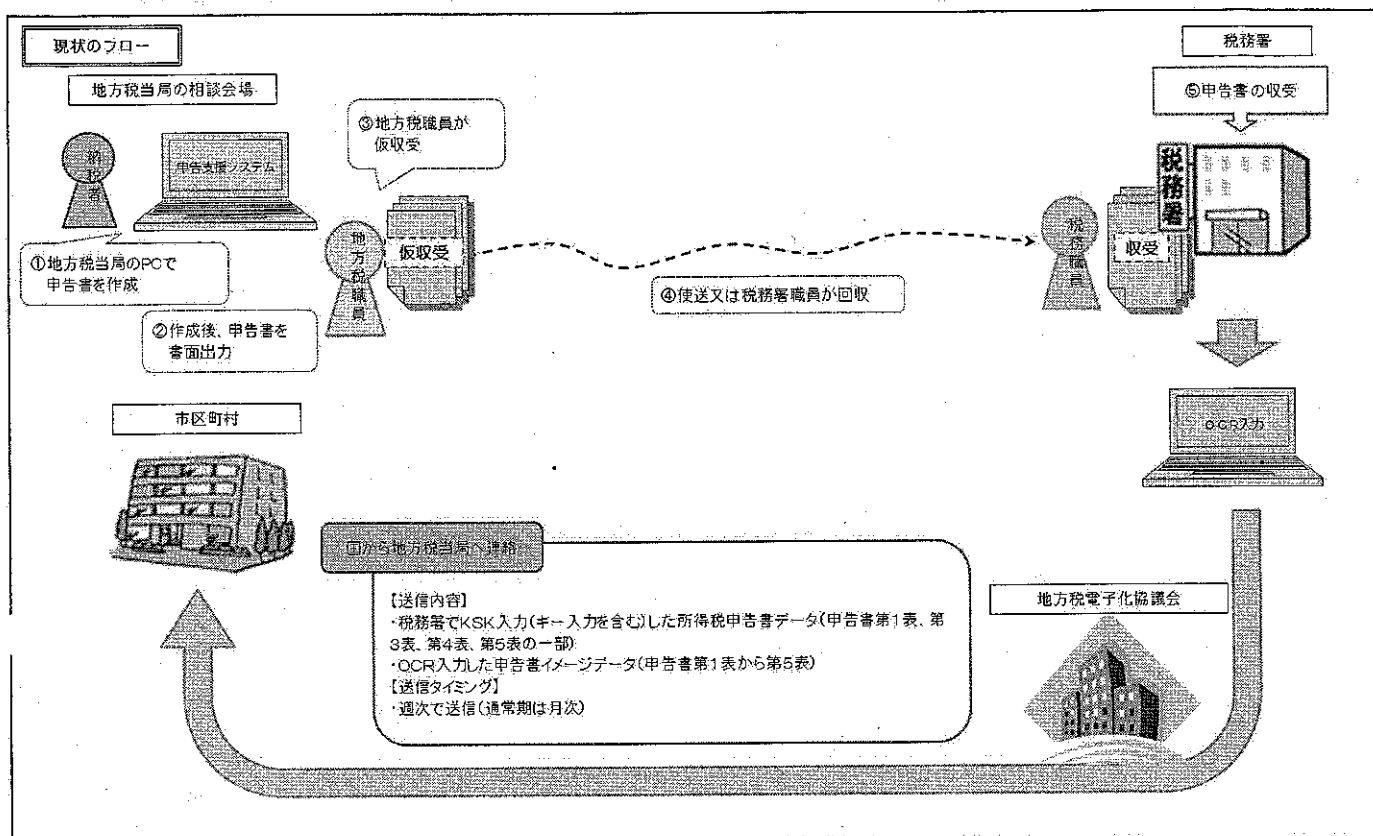
※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。  
※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税  
の納期限までに申請する必要があります。

## 猶予が認められると…

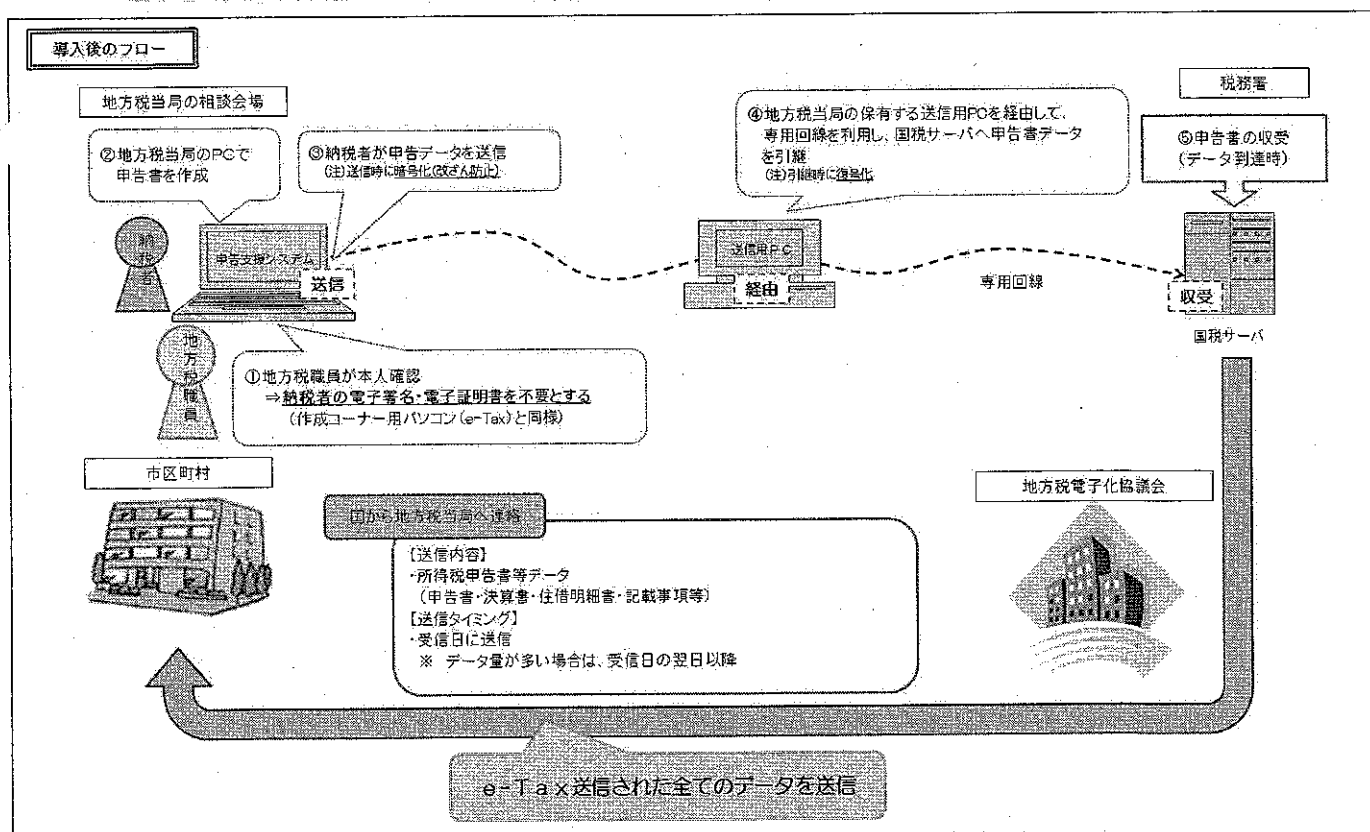
- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。  
国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。  
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受ける  
ことがあります。

## 地方税当局の相談会場で収受した申告書の流れ



## 地方税当局から引き継いだ申告書等データの流れ



平成27年4月  
国 税 庁

## 平成27年分の路線価図等の閲覧について

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成27年分の路線価図等の閲覧は、7月1日（水）からを予定しています。

- 路線価図等は、ご自宅などでインターネットにより閲覧できます。

国税庁ホームページでは、全国の過去7年分の路線価図等がご覧になれます【<http://www.rosenka.nta.go.jp>】。

- 全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

混雑時はお待ちいただく場合があります。

# 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

## 制度の概要

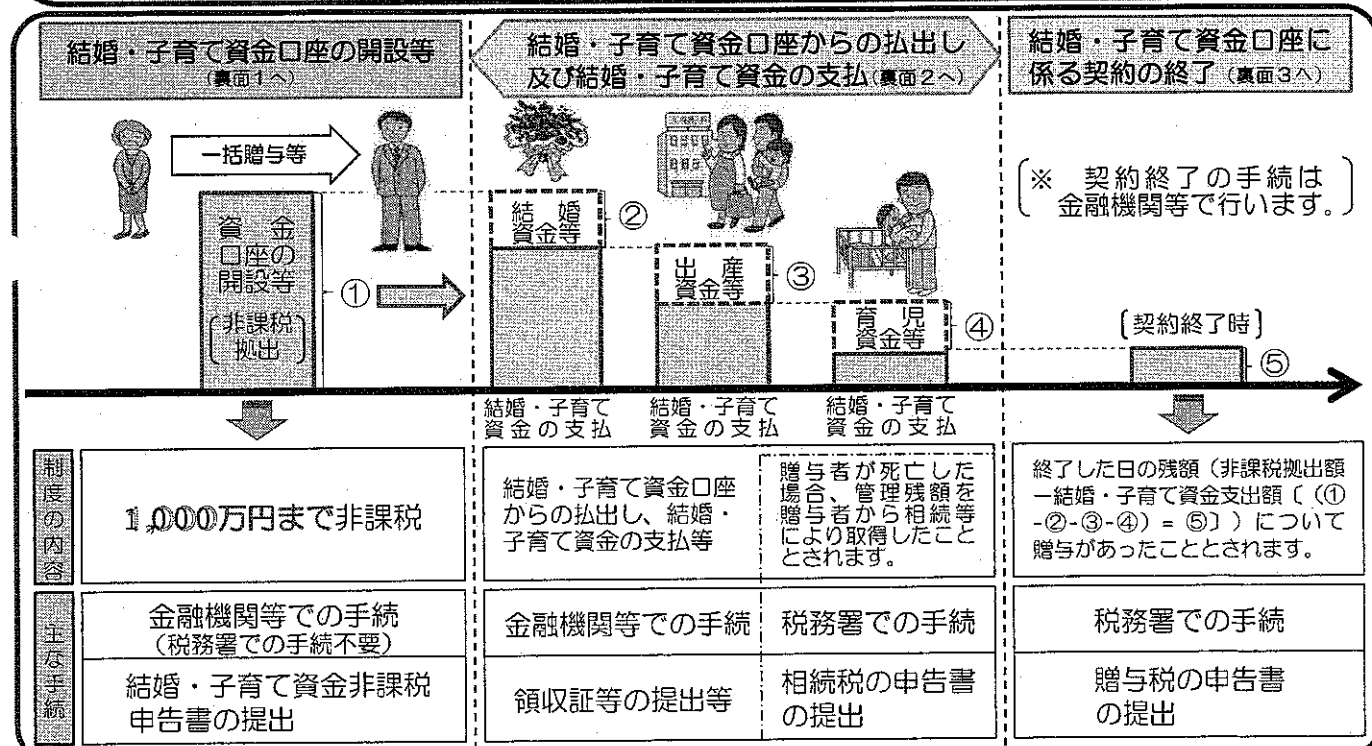
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「結婚・子育て資金口座の開設等」といいます。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書<sup>(注)</sup>を提出することにより贈与税が非課税となります。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額※1から結婚・子育て資金支出額※2（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を控除した残額（以下「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

その後、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（管理残額を含みます。）を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

※1 「非課税拠出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

※2 「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。  
 ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



# 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

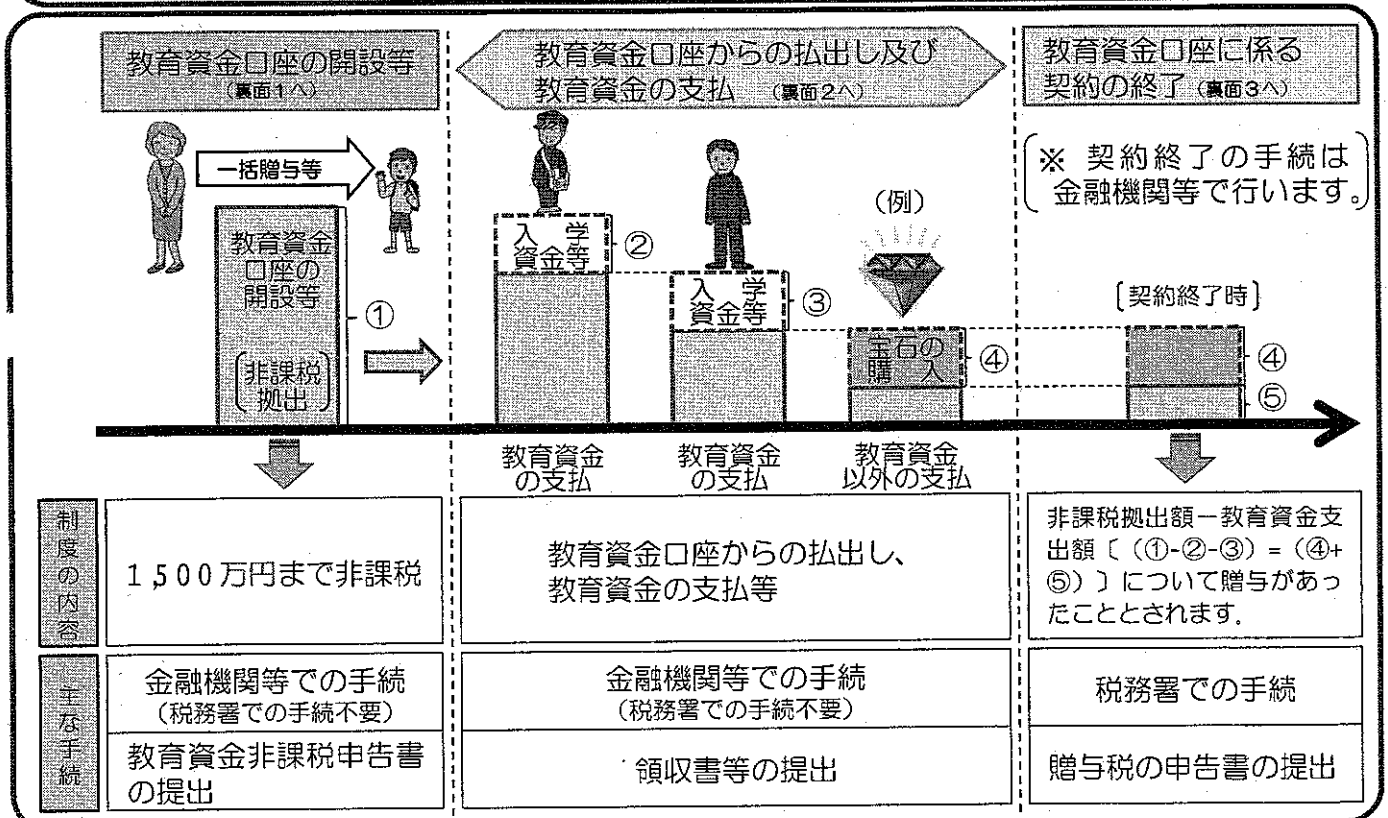
## 制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書<sup>(注)</sup>を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達することなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額<sup>※1</sup>から教育資金支出額<sup>※2</sup>（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

※1 「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。





# 国外転出される方へ

国外転出をする時に、

平成27年7月1日から

1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、  
所得税の確定申告等の手続が必要となります。

1億円以上の有価証券等を所有等している方が国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となりますので、裏面4をご覧ください。

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合には、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書<sup>(※)</sup>を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書【<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/07.pdf>】は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

## 国外転出時課税の対象者

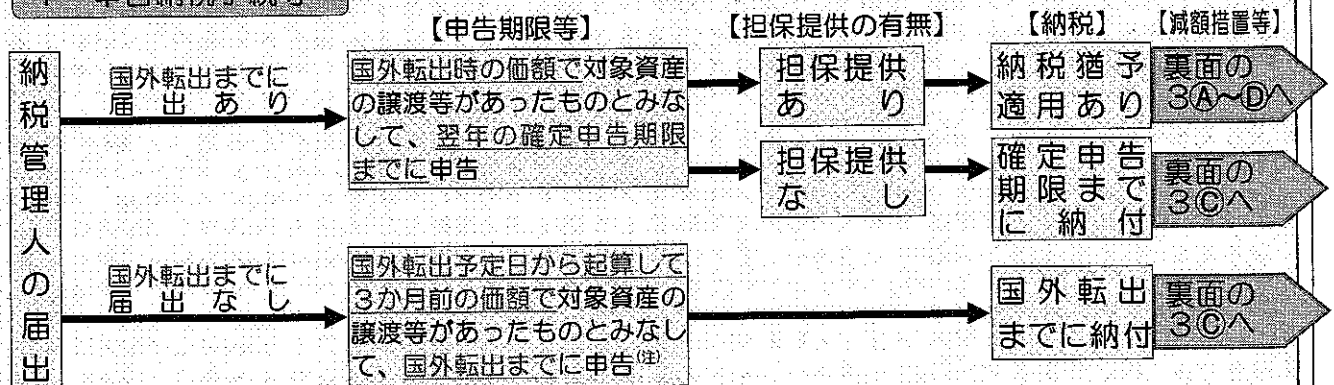
国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

## 対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

## 1 申告納税手続等



(注) 国外転出後に納税管理人の届出をし、申告をするときは、国外転出時の価額で対象資産の含み益について譲渡所得等の申告をする必要があります。この場合には、原則として納税猶予の適用はありません。



# 国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

## 換価の猶予

国税を一時に納付することにより、  
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に  
該当するときは…

その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、  
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。  
※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。  
※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

## 納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと  
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額  
が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…

所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が  
認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。  
※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税  
の納期限までに申請する必要があります。

## 猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。  
国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。  
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受ける  
ことがあります。

## 申請の手続

### ▶提出する書類

① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」

② 「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

### ▶申請の期限

・換価の猶予：猶予を受けようとする国税の納期限から6か月以内

・納税の猶予：表面①から④に該当する場合の納税の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の納税の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した国税の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

### ▶猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、税務署から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、税務署から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。国税通則法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や税務署長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物

・税務署長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると思われる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

●このリーフレットの内容は、平成27年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

●詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご利用いただけます。

●社会保障・税番号制度の導入により平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申請書等にも番号の記載が必要となり、納税の猶予又は換価の猶予の申請書については、平成28年1月以降に提出するものについて、個人番号又は法人番号を記載していただく必要があります。

社会保障・税番号制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。



# 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

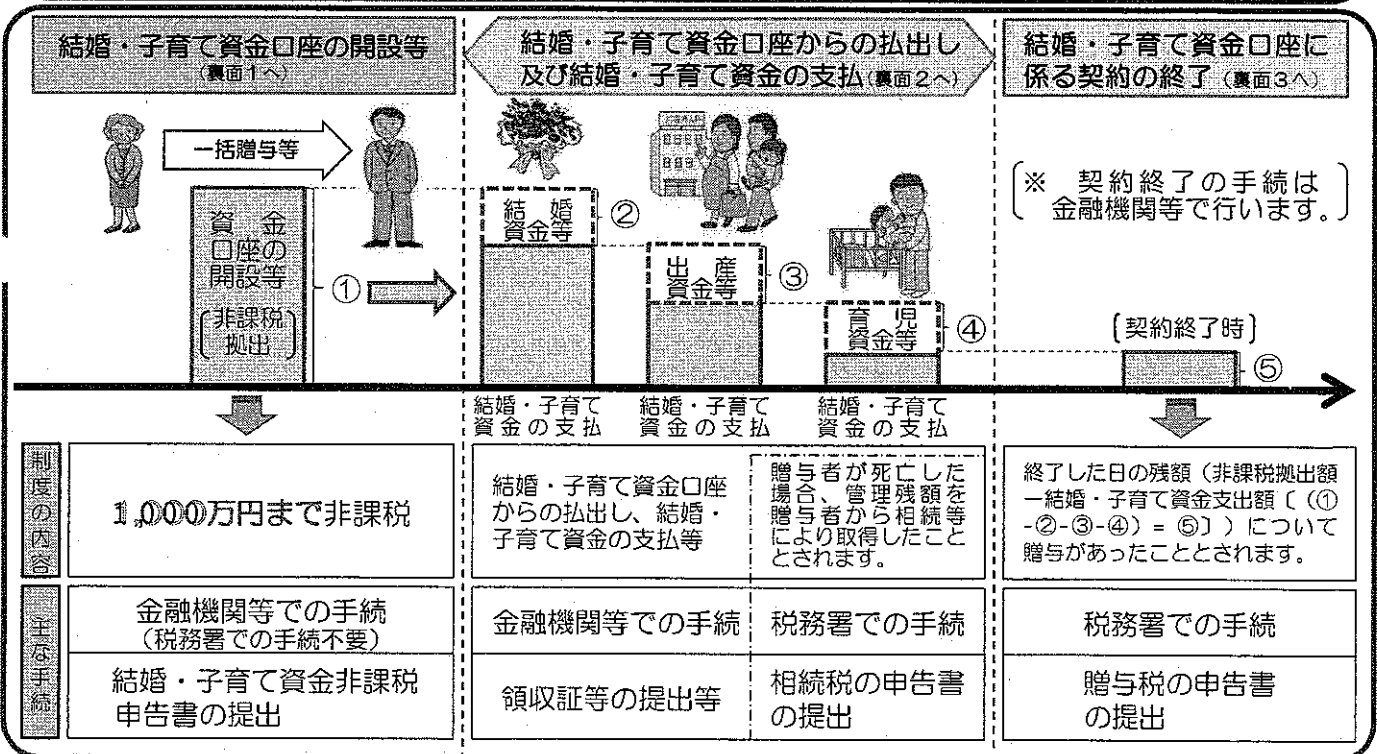
## 制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「結婚・子育て資金口座の開設等」といいます。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書<sup>(注)</sup>を提出することにより贈与税が非課税となります。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拋出額※1から結婚・子育て資金支出額※2（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を控除した残額（以下「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

その後、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（管理残額を含みます。）を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

- ※1 「非課税拋出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。
- 2 「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。  
 ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



# 結婚・子育て資金とは？

- (1) 結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。
  - ① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
  - ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
  - ③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用
  - ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用
  - ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

※ 費用の内容やその取扱いなど結婚・子育て資金の範囲に関するご質問等は、**内閣府子ども・子育て本部**へお尋ねください。  
内閣府ホームページ【[www.cao.go.jp](http://www.cao.go.jp)】に結婚・子育て資金の範囲に関するQ&Aなどの情報が掲載されています。

## 1 結婚・子育て資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、結婚・子育て資金口座の開設等を行った上で、結婚・子育て資金非課税申告書はその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は結婚・子育て資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（結婚・子育て資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。）。

なお、結婚・子育て資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※ 金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社をいいます。結婚・子育て資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

## 2 結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払

結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金口座の開設等の時に選択した結婚・子育て資金口座の払出方法に應じ、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類を、次の(1)又は(2)の提出期限までにその金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

- (1) 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- (2) (1)以外の方法を選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※ 上記(1)又は(2)の結婚・子育て資金口座の払出方法の選択は、受贈者が結婚・子育て資金口座の開設等の時に行います。詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

### 契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の手続等

- ・ 贈与者が死亡した旨の金融機関等の営業所等への届出が必要となります。
- ・ 管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされます。したがって、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算に当たっては、その管理残額を含めて課税価格の計算をする必要があります。その計算の結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに相続税の申告を行う必要があります。

※1 贈与者の死亡日における管理残額は、金融機関等の営業所等でご確認ください。

2 相続税に関する情報については、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税特集**」（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き）をご覧ください。相続税の仕組みを分かりやすく解説した「相続税のあらし」などを掲載しています。

## 3 結婚・子育て資金口座に係る契約の終了

結婚・子育て資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

- (1) 受贈者が50歳に達したこと
- (2) 受贈者が死亡したこと
- (3) 口座の残高が0（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税払出額から結婚・子育て資金支出額（管理残額を含みます。）を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます（(2)の事由に該当した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。）。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。



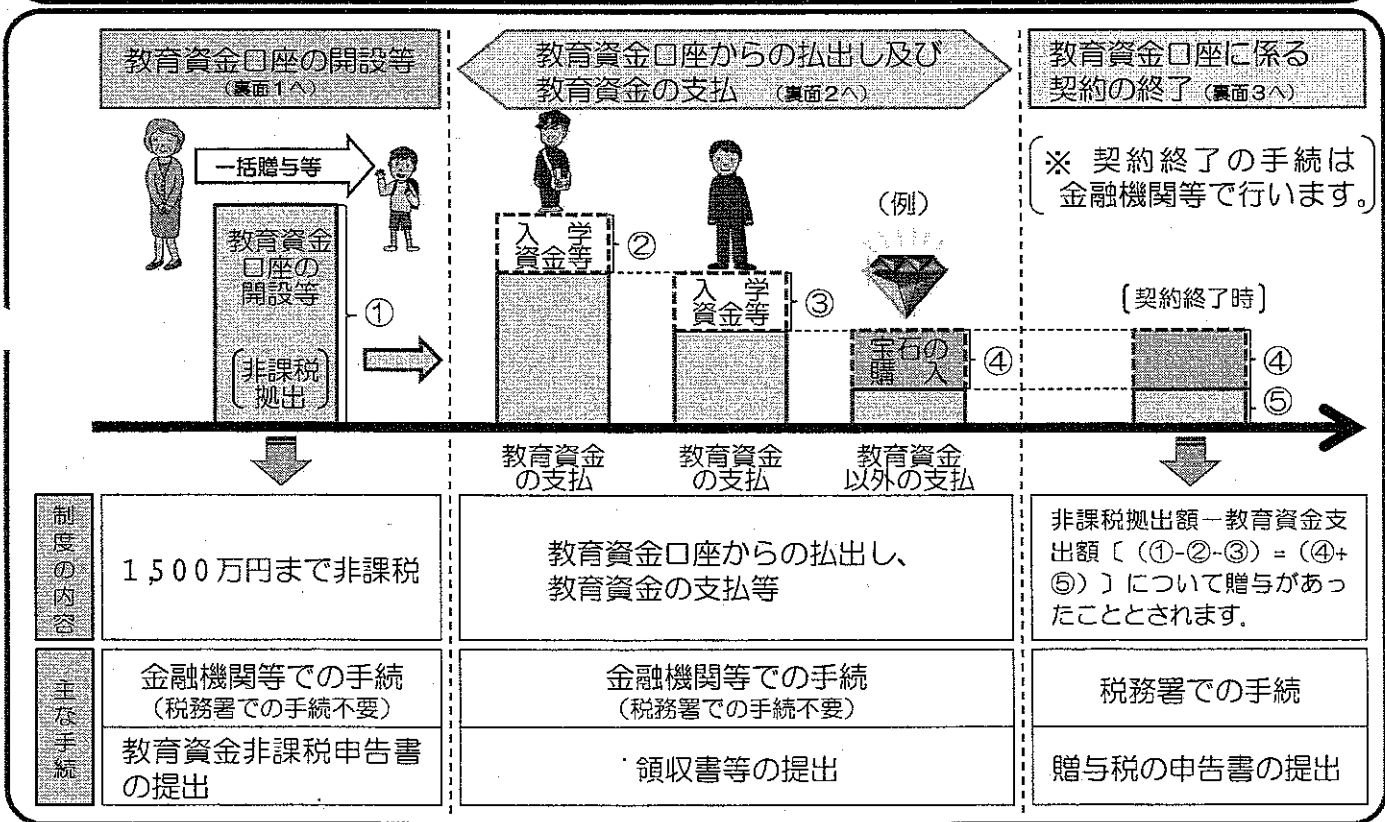
# 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

## 制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書<sup>(注)</sup>を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達することなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額<sup>※1</sup>から教育資金支出額<sup>※2</sup>（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

- ※1 「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。
- ※2 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。  
 ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



# 教育資金とは？

- (1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
  - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- (注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。
- (2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
- <イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
  - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
  - ⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費（注）平成27年4月以降に支払う一定のものが対象となります。）

※ 費用の内容やその取扱いなど教育資金及び学校等の範囲に関するご質問等は、**文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係**へお尋ねください。文部科学省ホームページ[[www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)]に教育資金及び学校等の範囲に関するQ&Aなどの情報が掲載されています。

## 1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書とその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。）。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※ 金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

## 2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金口座の開設等の時に選択した教育資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類を、次の(1)又は(2)の提出期限までに金融機関等の営業所等に提出する必要があります（平成28年1月以降、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することができます。）。

- (1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- (2) (1)以外の方法を選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

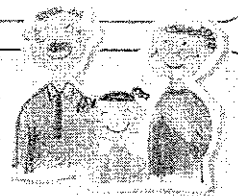
※ 上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

## 3. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

- (1) 受贈者が30歳に達したこと
- (2) 受贈者が死亡したこと
- (3) 口座の残高が0（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます（(2)の事由に該当した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。）。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。



# 国外転出される方へ

国外転出をする時に、

平成27年7月1日から

1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、  
所得税の確定申告等の手続が必要となります。

1億円以上の有価証券等を所有等している方が国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となりますので、裏面4をご覧ください。

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合には、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書<sup>(※)</sup>を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書【<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/07.pdf>】は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

## 国外転出時課税の対象者

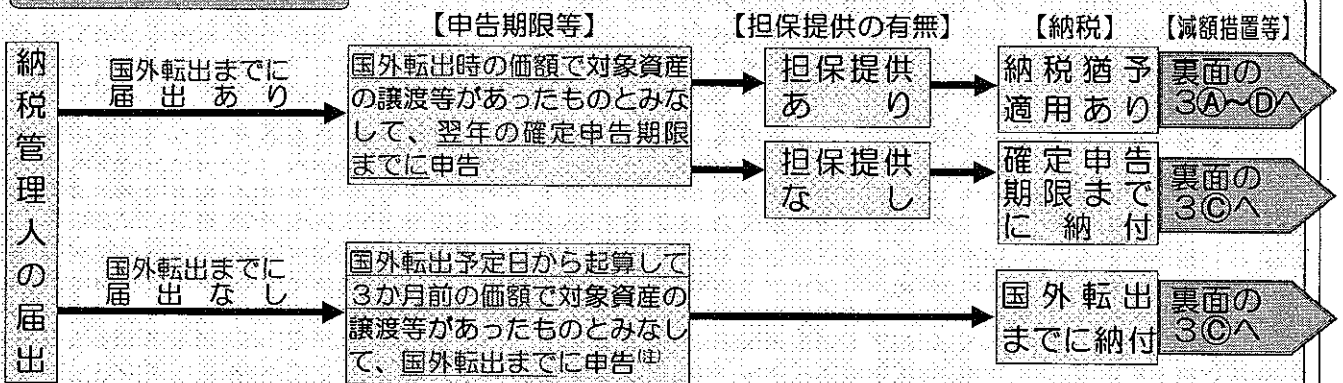
国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

## 対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

## 1 申告納税手続等



(注) 国外転出後に納税管理人の届出をし、申告をするときは、国外転出時の価額で対象資産の含み益について譲渡所得等の申告をする必要があります。この場合には、原則として納税猶予の適用はありません。



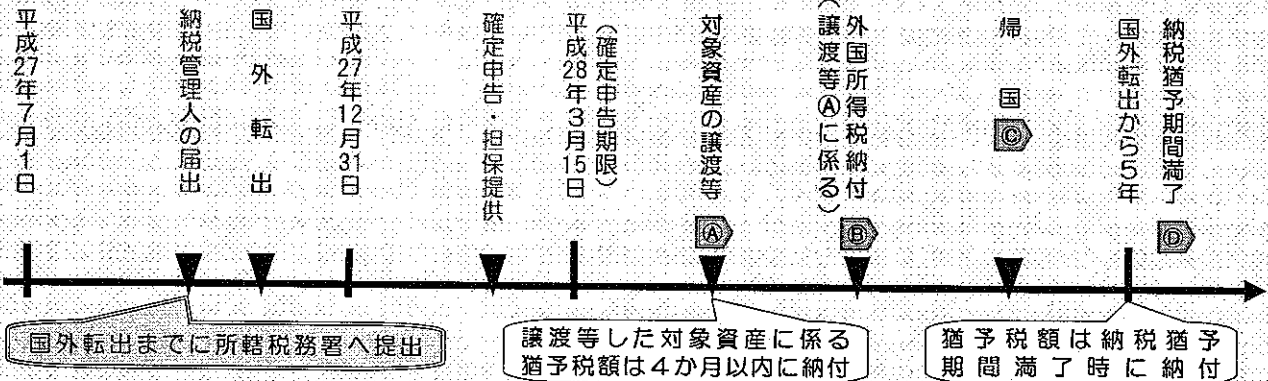


## 2 納税猶予制度

国外転出時までには納税管理人の届出をした方は、確定申告期限までに確定申告書の提出をし、納税猶予分の所得税及び利子税の額に相当する担保を提供することにより、当該所得税の額について納税が国外転出から5年間猶予されます(猶予期間中は、各年の3月15日(土・日曜日の場合は翌月曜日)までに継続届出書の提出が必要です。)。また、長期海外滞在が必要な状況にある場合は、納税猶予期間の延長の届出をすることで、更に5年間納税猶予期間を延長することができます。

(注) 納税猶予期間中に対象資産を譲渡するなど一定の事由が生じた場合は、その事由が生じた対象資産に係る猶予税額(猶予されていた期間に対応する利子税の額を含みます。以下同じです。)をその事由が生じた日から4か月以内に納付しなければなりません。

### 【国外転出に当たっての納税猶予手続等の流れ】



## 3 各種減額措置等

上記2の納税猶予制度の適用を受ける場合は、次のA~Dの減額措置等の適用を受けることができます。ただし、納税管理人の解任をした場合や担保不足が生じた場合には、猶予税額の納付が必要になり、減額措置等の適用もなくなります。

	国外転出後の状況	減額措置等	必要な手続
A	譲渡等の際の対象資産の価額が国外転出時よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	譲渡等の日から4か月を経過する日までに更正の請求
B	国外転出先の国の外国所得税と二重課税が生じる場合 (国外転出先の国において国外転出時課税分の税額が調整されない場合)	納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際、国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができる。	外国所得税を納付することとなる日から4か月を経過する日までに更正の請求
C	納税猶予期間(5年又は10年)内に帰国した場合 (納税猶予の適用を受けず、国外転出から5年以内に帰国した場合も含む。)	国外転出時から帰国時まで引き続き有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができる。	帰国した日から4か月を経過する日までに更正の請求
D	納税猶予期間が満了した場合	国外転出時から引き続き有している対象資産について、納税猶予期間が満了した時点で、対象資産の価額が国外転出時よりも下落しているときは、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	納税猶予期限から起算して4か月を経過する日までに更正の請求

## 4 国外に居住する親族等へ対象資産の贈与等を行う場合

平成27年7月1日以後、贈与者(原則として贈与の日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、贈与時においての表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。)が、国外に居住する親族等へ表面の「対象資産」の全部又は一部(以下「贈与対象資産」といいます。)の贈与を行うときは、贈与者が贈与時において、贈与対象資産を譲渡等したものとみなし、贈与対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。

また、国外に居住する相続人等が、被相続人(原則として相続開始日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、相続開始時において表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。)から、相続又は遺贈により、表面の「対象資産」の全部又は一部(以下「相続対象資産」といいます。)を取得するときも、被相続人が相続開始時に相続対象資産を譲渡等したものとみなし、相続対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。

それぞれの対象となる方は、所得税の確定申告(相続又は遺贈の場合は準確定申告)等の手続を行う必要があります。

- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報を提供しております。
- このリーフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。

## 消費税納付チェック表

法人名 (氏名)		整理 番号					
所在地 (住所)	〒 ( 〇 - - )			《申告書提出日》 年 月 日			
課税期間	申告区分	納期限	納付金額				
年 月 日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 中間申告 <input type="checkbox"/> 確定申告	年 月 日	円				

上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。

- 納期限内に完納
- 納期限内の完納が困難
  - 納期限内に納付可能な金額 納付金額 \_\_\_\_\_ 円
  - 残額についての納付予定
    - 1か月以内に納付可能 納付日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
納付金額 \_\_\_\_\_ 円 + 延滞税
    - 1か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談  
・ 出署希望日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【納税者の方に対する説明事項】(説明した事項にレ印を付してください。)

- 納期限内に納付できない場合には、法律の規定により本税を完納されるまで、延滞税が課されるほか、督促状が送付されること
- 納税に関して、税務署又は納税コールセンターから連絡する場合があること
- 「任意の中間申告・納付制度」及び次回の納期限内の完納に向けた納税資金の積立て等の利用の勧奨

関東信越税理士会 \_\_\_\_\_ 支部所属 税理士: \_\_\_\_\_  
〇 - -

(注) 1 e-Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者のみ「消費税納付チェック表」を提出してください。  
2 申告書の提出と同時に納税の猶予又は換価の猶予の申請書を提出する場合、「消費税納付チェック表」の提出は、不要です。  
3 の箇所については、該当する項目にレ印を付してください。